

田邊町報

○田邊町報號外

本町昭和三年度歳入歳出決算及昭和五年度歳入歳出豫算を報告申上げ家屋税調査員選舉に就て概要を御通知致します

昭和五年度本町歳入出

豫算報告

先づ歳出の方より説明を致します

一、神社費 金九拾圓は

各區三社に年三回のお祭がありまして其筋の神饌幣帛料

二、會議費 金百貳拾四圓は

年に約八回の會議を開きます時の議員費用辨償と其會議に要する書記給料と鉛筆用紙代

三、役場費 金七千七百四拾參圓の内

金壹千百六拾七圓は

町長、名譽助役、區長、代理者、

學務委員及農商工調査員の報酬

金壹千六百七拾貳圓は

内 譯

先生の旅費及住宅料、使丁傭人料

恩給基金、賞與生徒獎勵費、治療費等

金七拾五圓は

痘苗代痘苗用消耗品、清潔法によ

金參千貳百拾六圓は

金七百八拾圓は

専任教員の給料

金貳百七拾四圓は

旅費、恩給基金、賞與住宅料、生徒獎勵費

金貳百貳拾圓は

校舍廊下屋根等所々の修繕費

六、實業補習學校費金壹千百六拾九圓の

内 譯

昭和五年四月一日發行

京都府綾喜郡田邊町大字
田邊小字北川第三十番地

印 刷 人 吉 岡 正 延

發 行 所 京都府綾喜郡田邊町役場

編 輯 兼 西

金貳百貳拾圓は

學校備品、消耗品通信費、電話費
賄料及其他雜費樹栽費等

金貳百貳拾圓は

田邊町報號外

以上合計四萬參百六拾四圓四拾壹錢

歲出

青年團、處女會の補助及敬老會教

育獎勵費

九、傳染病豫防費金百六拾壹圓參拾九錢

町醫手當及種痘其他傳染病豫防費

指定村社三社へ供進神饌幣帛料

二、會議費 金八拾九圓五拾錢は

會議に係る諸費用

三、役場費金八千五百九拾七圓七拾六錢
は町長以下役場吏員及區長、區長
代理者等各區の使丁に至る迄の報
酬及給料其他役場にて入用の諸費
並に建物の修繕

四、土木費 金五百貳圓拾四錢は

町の道路とか橋梁の修繕費

五、小學校費

金壹萬四千四百九拾八圓四拾參錢

學校長以下諸先生並に小使の給料
と旅費生徒の獎勵費其他學校に於
ての必要的諸經費及建物の修繕

六、附設實業補習學校費

金壹千百六拾五圓壹錢は

先生の給料と他必需經費

七、青年訓練所費

金七百五拾四圓六拾參錢は

青年訓練所の指導員の給料及備品
其他必要經費

八、地方改良費

金參百九拾五圓五拾錢

御大典記念事業として奉安殿を設
備しました設備費と宿直室新設費

一九、警備費 金百貳拾九圓五拾七錢は

御大典前後三十日間の警備諸費

二〇、補助金 金壹千圓は

町農會事務所建築費に對する補助

一一、警備費金千八百六拾圓七拾五錢は
代其他器具の修繕等の費用

一二、財產費 金九拾四圓六拾錢は

役場建物學校建物の火災保險料
一三、諸稅及負擔

金貳千七百七拾八圓六拾貳錢は

町有財產の不動產に對する國稅府

稅と田邊町草内村組合病院建築費

の負債金を分賦償還金の負擔と本

町が傳染病患者を收容せし諸費用

の全額負擔金

一四、雜支出 金參拾五圓九拾壹錢は

徵兵旅費の繰替金

一五、勸業諸費 金貳百五拾圓壹錢は

農事試驗場分場の敷借料

一六、基本財產積戻金八百八拾參圓は
町及學校基本財產の蓄積金

一七、公債費 金貳千四百四拾五圓は
借入金を返済する元金と利子

一八、小學校營繕費
金參百參拾參圓九拾壹錢は

家屋稅調查員の選舉に就て
は別紙印刷物を御覽下さい



家屋税調査員選舉に就て

来る四月十日府下郡部一齊に家屋税調査員の選舉が行はれます。此の選舉は皆様所有の家屋に對する賃貸價格を算定せられ之に依て、賦課を決定せられる委員を選舉されるのであります。此の委員には第一次家屋税調査委員と、第二次家屋税調査委員及臨時家屋税調査委員の三種に區分されまして、三者各々獨立した調査委員であります。

第一次家屋税調査委員とは、各市町村を區域に設置されまして皆様より選舉された調査員を以て組織され其の市町村内の家屋の賃貸價格の權衡を期するべく調査されるのであります。

第二次家屋税調査委員とは、第一次家屋税調査委員の内より委員の互選に依て選舉したる調査員を以て組織され、郡を單位として各町村の調査の適切公平を期すため、設置されるのであります。

ます。

臨時家屋税調査委員は、府に於て臨時特別の必要ある場合に組織されるので御座います。

然して此の委員は名譽職でありまして任期は四ヶ年となつてお

ります。

以上は委員の構成を申上げましたが、次に四月十日に行はれる

そして、皆様が選舉せられる第一次家屋税調査委員の調査員選舉に就て申述べたいと存じます。

此選舉に關する調査員の定數とか、選舉の日時及選舉會場等一切の事は總て知事が、決定して命令するのであります。本町に於ける委員の定數は、町會議員定數の半數となつております爲、六人の委員が選べる譯であります。

既に三月一日現在を以て上司の命令に依り末尾に記載の選舉人資格を有せられる者を調査して選舉人名簿を調製したのであります。此の選舉は非常變つておりまして、只其の區域の市町村に於て、「家屋税ヲ納ムルモノ」は選舉權がありまして外國人でも、法人でも、男女の別は勿論、無能力者（禁治產者、準禁治產者、未成年者）にも選舉人たる資格が與へられたることです。されば區域をかへて家屋税を納めておられる人、例へば本町の外に他町村にも家屋を所有されそして、家屋税を納めておられる方は、其の町村にも亦選舉權があるので御座います。

然し「法人」は肉体を有しておりませんし、「無能力者」の内禁治產者、準禁治產者の如き精神上に缺陷ある者又は未成年者の如く意思能力の發達不十分と看做される者には、代理人を以て代理投票をなさしめる事であります。

其の代理人は法人は、會社の代表者又は之に準ずる者、禁治產者、準禁治產者は後見人、補佐人、未成年者に於きましては親権者、準禁治產者は後見人、補佐人、未成年者に於きましては親権者

昭和四年一月一日

者が法定代理人と言ふことになつておりまして、總て代人は選舉の當日、選舉長に代人である事を証明する書面を差出せばよろしいのであります。

其の上選舉の罰則に就きましても、舊衆議院議員選舉法を適用されております。之で大体の選舉に對する要点を申上げました

が何分復雜な法令でありますので十分御理解は如何と存じられますが、猶此外に不可解な点がありますれば御遠慮なく役場

へ御問合せ下さい、御了解得る様御説明致します。

次に御参考迄に選舉權、被選舉權の法文を書き添へておきます

△調査員の選舉資格

家屋賃貸價格調査令

第六條 市町村ノ家屋ニ付家屋稅ヲ納ムル者ハ當該市町村ノ

區域ニ於テ調査員ノ選舉權ヲ有ス但シ左ノ各項ノ一一該當スル者ハ此ノ限リニ在ラス

一、破産者ニシテ復權ヲ得サル者

二、租稅滯納處分中ノモノ

三、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタルモノ

四、六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノモノ

* * * *

右の内で第二項の「租稅滯納處分中ノモノ」とありますのは、租稅所謂國府稅及町村稅一切の稅金を指示しておるのでありますて其の何れの稅金が一つでも滯納處分中のものでありますれば選舉權がないのでありますから誤解のない様特に申添へておきます。

△調査員の被選舉資格

家屋賃貸價格調査令

第七條 市町村内ニ住所ヲ有シ且其ノ市町村ノ區域ニ於テ選舉權ヲ有スル年齢二十五年以上ノ者ハ當該市町村ノ區域ニ

於テ調査員ノ被選舉權ヲ有ス但シ禁治產者及準禁治產者ハ此ノ限リニ在ラス

* * * *

△ 其 他

同令第九條には選舉人名簿調製に關する事項が記載されておりまして、此の選舉人名簿に登録されてない者は假令選舉權を有せられるものと雖も選舉權がなく隨て投票は出來ないのであります。

右町報號外ヲ以テ周知セントス

田邊町役場